三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十四年五月十四日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　山口県山口市下小鯖字大平七二七の九から七二七の一一まで、防府市大字上右田字和田六三の一、大字真尾字一ノ瀬一九八の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十四年五月十四日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　山口県岩国市美川町根笠字鹿田二八二四、字出合二八二五の一(次の図に示す部分に限る。)、二八二五の二、二八二六の一(次の図に示す部分に限る。)、美川町南桑字奈留三三四二から三三四四まで、三三四七、四三三六、四三三八、四三三九、四三四一、四三四二、四三四四、四三四五、四三四八、四三四九、四三五〇の一、四三五九、字迫田三三四九の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字出合二八二五の一・二八二五の二・字奈留三三四二・四三三八・四三四九(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び岩国市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十四年五月十四日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県那須塩原市塩原字福渡一二六一の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字福渡一二六一の一(次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須塩原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十四年五月十四日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県矢板市長井字弓張二五九〇の四から二五九〇の八まで
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び矢板市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十四年五月十四日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県日光市足尾町字ノジマタ二一二六の八、二一二六の三六、二一二六の四〇(次の図に示す部分に限る。)、二一二六の四一、二一二六の四二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字ノジマタ二一二六の八・二一二六の三六(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十四年五月十四日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府船井郡京丹波町大簾カヤノ一の一五・一の一六・一一の一四(以上三筆国有林)、一の一八・一一の四・一一の七・一一の一〇(以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。)、一一の一一、一一の一二、イノタニ三の三・三の五・四の四・六の六・六の八・六の九(以上六筆国有林)
二　(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養(かん)
(二)　解除の理由　道路用地とするため
(三)　解除に係る保安林の所在場所　京都府船井郡京丹波町大簾カヤノ二六の三(次の図に示す部分に限る。)
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を京都府庁及び京丹波町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十四年五月十四日
農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千三百十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十四年五月十四日
農林水産大臣　鹿野　道彦